

【提案】 20240917 大深度地下使用法を廃止する法案について

～大深度地下使用法の廃止、大深度地下トンネル工事の中止、大規模地下開発は厳しく制限を～

<趣旨>

大深度地下使用法は、2000年の通常国会で、わが党を除く賛成多数で成立した法律である。わが党は、同法（案）は、リニア新幹線や東京外環道の建設を見込んで制度化しようとしていること、大深度地下は、十分な科学的、民主的な調査研究をしないまま事業推進を第一義にしていること、大深度地下使用の認可手続に土地所有者の意見が反映される保証がないことから反対した。さらに、その後の国会でも、大深度地下工事の危険性を繰り返し追及してきたが、国は、「地上への影響は生じない」などと安全上問題はないと強弁し続けてきた。

しかし、2020年10月、東京外環道トンネル工事中に調布市住宅地で陥没・空洞化事故が発生。24年8月にはリニア新幹線北品川工区調査掘進が原因と疑われる目黒川での気泡が発生している。シールドマシンの故障等も相次いでおり、わが党が指摘した通りの事態が進行している。

「地上への影響は生じない」とした大深度地下トンネル工事の「安全神話」は崩壊したのであり、地権者・住民等の安全安心に生活する権利を侵害し、補償も必要ないとする大深度地下使用法は廃止する以外にない。

また、22年2月、東京地裁は、東京外環道トンネル工事について、シールド工法による地下トンネル工事は「具体的な再発防止策が示されていない」として、一部工事の危険性、違法性を認め、工事差し止めを命じる決定を下した。違法で危険な大深度地下トンネル工事は中止し、工事のあり方そのものを見直すべきである。

1. 土地所有者等の財産権等を侵害する大深度地下使用法は廃止を**① 「通常使用しない空間」「地上への影響は生じない」との大深度地下の法的根拠は完全に崩壊**

大深度地下使用法は、地下40m以深等の大深度地下は、「通常使用しない空間」であり「地上に影響を及ぼす可能性は低い」との勝手な解釈を前提に、トンネル工事の事業者が大深度地下を使用する場合、地権者等の同意や承認を必要としないなどとしている。

大深度地下使用の基本方針では、「施工時に大量の土砂を掘削した場合、地盤の緩み等が生じ地上へ影響を及ぼす可能性もある」（2001年04月04日）ことを想定していた。にもかかわらず、シールド工法で実施することにより、「地上への影響は生じない」などと国土交通大臣が繰り返し答弁（2015年03月20日衆院国交委など）し、「安全神話」をふりまいてきた。

しかし、東京外環道地下トンネル工事の陥没事故の発生により、「地上への影響は生じない」との説明がまったくのでたらめであったことが露呈した。大深度地下使用法の法的根拠は、完全に崩壊したと言わざるを得ない。

② 地権者等住民らのいのち、財産、安全に安心して住み続ける権利を侵害

本来、土地所有権は、地下40m以深にも及ぶことから、事業者等が、トンネル工事等で地下部分を使用する場合は、土地所有者が被る損失に対する補償が必要となる。ところが、大深度地下使用法は、公益事業のため大深度地下に使用権を設定しても、「通常、利用されない空間」だから、補償すべき損失は発生せず、事前の補償はしなくてもよい（国交省ホームページ）としている。

しかし、陥没事故などの発生は、地下40m以深の地下空間であっても地上の建造物等を支えるために利用されていることを示しており、補償すべき損失が発生しない、との理屈は成り立たない。

大深度地下使用法が、地権者等住民らのいのち、財産、安全に安心して住み続ける権利を侵害しているのは明白である。

2. 進行中の大深度地下トンネル工事を中止し、大規模地下開発は厳しく規制を

大深度地下使用法を廃止した後は、進行中の大深度地下トンネル工事についても、大深度地下使用の認可を取り消し、工事は中止するものとする。

また、地下トンネル建設などは、地権者の同意・承諾を得るなど通常の手続きに従うようにする。その際、大規模地下開発については、開発を禁止する区域の設定等や公衆災害防止等安全対策の強化等の開発認可要件を厳格化するなど開発規制のあり方を検討する必要がある。

法案骨子 素案

目的

市街地の地下トンネル工事等の大規模開発から、土地所有者、居住者等(＝地権者等)のいのちと財産を守り、安全に安心して暮らす権利を保障するため、大深度地下利用法を廃止する。

地下トンネル工事等の大規模開発の実施において、公衆災害や地下水への悪影響などを防止する対策、安全な技術を確保する対策など規制を強め、周辺住民の安全安心な生活を保障する。

1. 大深度地下使用法の廃止

- ① 大深度地下法は廃止する
- ② 進行中の大深度地下トンネル工事は中止する
- ③ 進行中の大深度地下トンネル工事の事業者に対し、工事中止によって生じた損失を補償する

2. 工事による土地の資産価値下落等の損失に対応した有償の補償制度への見直し

通常利用されない地下の深い場所は、事業者が使用権を設定しても地権者等の土地利用は妨げられないので補償しなくてもよいとする現行の制度をあらため、地下工事による資産価値の下落等の損失に対応した有償の補償制度へと見直す。

3. 大規模地下開発は厳しく規制

- ① 地質・地盤、家屋、地下水等、事前の必要かつ十分な調査の実施と、調査結果の住民等への開示と説明
- ② 大規模地下開発許可に関する開発禁止区域の設定、公衆災害防止対策の強化
※「公衆災害」とは、地下トンネル工事において、第三者の生命、身体及び財産に関する危害並びに迷惑をいう。「建設工事公衆災害防止対策要綱」に規定されている。第三者の死亡や負傷、所有する家屋、車両の破損等も危害に含まれ、「労働安全衛生法」に基づく労働災害、「環境基本法」に基づく「騒音」、「振動」、「水質汚濁」等も危害や迷惑に含まれている。ガス、水道、電気等の施設や公共の道路に与える損傷も公衆災害に含まれる。

以上